

## 第 6 回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成 17 年 3 月 4 日（金曜日）

午前 9 時 09 分開会

上福岡市フクトピア 2 階 多目的ホール

事務局 それでは、皆様、大変お待たせいたしました。本日は足元の悪い中、また大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会第 6 回会議を開催いたします。

なお、本日も既に一般の傍聴の方が入場しておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、開会に当たりまして、本合併協議会の会長であります武藤上福岡市長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願い致します。

会長 それでは、皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、前回の協議会以降、上福岡市と大井町とはそれぞれ議会の議決をいただきまして、2 月 18 日に県知事にお会いし、合併の申請をしまりました。

受理していただいた際に知事から、しっかりとした考え方のもとにつくられた、中身の濃いプランであるとの講評をいただきました。これもひとえに皆様のご尽力のたまものと感謝を申し上げます。

なお、本日の第 6 回の最後の協議会ですので、協議会の廃止を 3 月の議会へ上程したいと思っております。本日は形式的な内容であります、協議会のけじめでもありますので、委員の皆様方にはよろしく願いを申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

事務局 ありがとうございます。

ここで、議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきます。本日の会議の資料につきましては、あらかじめ配付させていただいております第 6 回の会議資料と記しております資料、この 1 点でございますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、「上福岡市・大井町の未来」並びに合併協議会だよりの方の配付も同時にさせていただいておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会の規約第 10 条第 2 項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

会長（議長） それでは、議事に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。

委員の皆様には大変お忙しい中をご出席をいただいておりますので、会議については建設的な意見をいただきながら、効率的に進行していきたいと思っております。

また、これまでと同様、質問につきましては、お一人3回までとさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ぜひ皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速会議を進めたいと思っております。

まず、ただいまの出席委員は26名でございます。会議の定足数に達しておりますので、規約第10条第1項の規定により本日の会議が成立しますことをご報告させていただきます。

それでは、本題に入ってまいりたいと思っております。なお、本日の議事につきましては、あらかじめ配付しております第6回会議資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

それでは、最初に、報告事項の1、合併関連事務の進捗状況についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の1ページをごらんください。報告事項の1点目、合併関連事務の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、1番として、1月26日に開催されました第5回会議以降、今日までの関連事務の内容ですけれども、1月26日に上福岡市長と大井町長によります合併協定調印式が、埼玉県知事の立ち会いのもと勤労福祉センターで行われました。

この協定書の調印を受けまして、両市町議会に合併関連5議案を提案したところ、2月7日、両臨時会で廃置分合の申請、財産処分に関する協議、議会議員さんの在任と定数の協議、農業委員会委員の任期に関する協議の合併関連議案が賛成多数で可決されました。

その後、2月18日に上福岡市長と大井町長が埼玉県知事に対しまして廃置分合の申請を行いました。

そして、本日3月4日ですが、第6回会議を開催いたしまして、この後の協議事項になりますけれども、合併協議会の廃止についての協議を行っていただくことになっております。

本日の協議以降の事務の流れですけれども、この後の協議事項であります合併協議会の廃止について協議会での協議が調いありましたら、両市町の3月議会に、今、会長からお話しございましたように、合併協議会の廃止議案を提案いたしまして審議をお願いすることとなります。

それと並行して、合併申請の関係の事務でございますが、埼玉県知事が総務大臣と協議を行いまして、総務大臣から回答をいただきますと、知事は埼玉県議会に対しまして廃置分合の議

案を提案することとなります。この県議会で議決をいただきますと、また埼玉県知事が総務大臣に届け出をし、総務大臣はこれを告示をするということになりまして、この告示をもちまして合併の効力が発生するということとなります。

以上の関連事務が終了しますと、本年10月1日に「ふじみ野市」が誕生することとなります。

これで、報告事項の1番、合併関連事務の進捗状況についての説明を終了いたします。よろしくお願い申し上げます。

会長（議長） ただいま報告事項1の合併関連事務の進捗状況について、事務局から説明がありました。

この件につきましては、前回の第5回会議以降、本日に至るまでの経過と合併に向けた今後の手続の流れを示したものであります。この内容についてご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員 1月26日の合併協定調印式というのは、当初本合併協議会の事項ではないということを確認しておりますが、そうなのかどうか。

それから、もちろん議会の議決など、また総務省への申請などが出されておりますから、この合併関連事務ということで記載されたと思いますが、この点について伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この報告事項の表題にもございますように、合併協議会の事務ということではなくて、合併に関連した事務の進捗状況ということでございますので、調印式につきましては、ここがございますように上福岡市長と大井町長によります調印式ということになります。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、報告事項1の合併関連事務の進捗状況については以上のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、協議事項1の上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の2ページをごらんください。協議事項の1点目ですけれども、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止についての協議となります。

ただいま報告をさせていただいたところですが、第5回会議での当合併協議会の合併の是非の確認、また同日に行われました両首長によります合併協定の調印、そして両市町議会での合併関連議案の議決、また埼玉県知事に対する廃置分合の申請など一連の合併関連事務の進捗状況から、法定合併協議会で協議する内容は終了したと判断いたしまして、合併協議会を廃止しようとする提案でございます。

協議会の廃止に伴いまして、今後の事務の一元化作業につきましては、合併準備推進本部等を両市町に設置いたしまして、行政による事務調整を行うものとなります。

なお、合併協議会の廃止につきましては、先ほどの報告でもさせていただきましたが、両市町の議会での審議が必要となります。また、今後の予定といたしましては、4月1日から準備組織を立ち上げる予定で、現在内部事務を進めてございます。

これで、協議事項の1点目、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長（議長） 　　ただいま協議事項の1の上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止について、事務局から説明がございました。資料は2ページです。

ただいまご説明がありましたように、既に県知事への合併申請が受理されたことから、今後は市町村間による事務段階での具体的なすり合わせ作業に入っております。したがって、合併協議会の実質的な役割は終了したことから協議会を廃止しようとするものであります。

この内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員 　　当初この上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止の日程については3月26日でしたか、29日でしたか、というような予定でございましたけれども、実際にはそれよりも20日以上も早く招集されたわけです。これは委員としても、実際には日程というものは予定でございますから、変わるのには仕方がないとしても、28日か29日ですね、ご連絡があって、それでこういうことになったわけですが、何か特別な理由があるのでしょうか。こういうことについては、やはりもう少し余裕を持ってから招集すべき。特に廃止という重要な内容でございますので、そう考えるのですが、いかがでしょうか。

会長（議長） 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　当初の予定ですと、おおむね第1回から第5回協議会までにつきましては、協議、かなり協議事項、協定項目ですとか新市建設計画をご協議していただく期間としてとらえておりまし

て、第6回会議につきましては合併協議会の廃止についてという議案を想定していたのですが、年度内の事務ということで、おしりの方に設定をさせていただきまして、その日程が必然性があったものではございません。第5回会議、1月26日終了した後、臨時議会の議決等もございまして、事務を進めるに当たりまして日程調整をさせていただいたところ、両市町議会の日程等もございまして、本日が日程的に一番よろしいということで変更をさせていただいたところでございます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
山口委員。

山口委員 今日で会議を終わるわけですがけれども、廃止予定日というのは大体いつごろになる予定ですか。今日をもってやるのか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 一応準備作業が4月1日から始まることを受けまして、3月31日をもちまして廃止ということで、この3月議会で審議をいただきたいと考えております。

会長（議長） ほかにございますか。  
塚越委員。

塚越委員 この推進本部というのが廃止後、両市町による調整ということで機能していくわけですが、本協議会があるときはこういう場での話し合いができるわけですがけれども、いわゆる純行政的な推進本部だけで、住民が参加した形での、またこういう議員なども含めた形での協議の場というのは、4月から9月までの半年間は全くないという状態で推移していくことになると思うのです。その辺について、純事務的に進めるということだけでどうなのかということについてはどういう検討をされたのか、その辺をお答えいただきたいと思えます。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 前回の第5回の協議会のその他の3でもご説明をさせていただいて、ご了解をいただいている事項でございますけれども、各種事務事業の調整方針ということで、基本的な考え方といたしまして、対等、平等の精神、また助け合いとぬくもりのまちづくり、また行政サービスの統一ということ掲げさせていただいて、各事務事業の調整方針では一体性確保、住民福祉向上という六つの項目の原則を掲げさせていただいております。これを遵守するような形で行政で事務をどちらかに統合するのか、再編するのか、それを検討させていただくというこ

とになりますので、この協議会での精神がその中には入っているというご理解でお願いしたいと思います。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 私もあれ見たときに、精神ということで、いわゆるタイトルの的にはあれはだれでもそういうことはわかるわけですが、問題はより具体的な問題として進んでいるわけです。そうしたときに、両市町が事務レベルでの調整だけで、果たしてそれが済むものなのかどうなのかというところについては、いろいろ合併をした今までのよその地域の例なんか見ていると、かなりやっぱりリアルで具体的な話になるわけですね。だから、それを事務レベル調整ということで簡単に片づけ切れるかどうかという点では、私も非常にそのところ、危惧を抱いているわけですが、そこは割り切ってしまうのですか、事務的にということ。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 事務事業の調整につきましては、先ほど統合、再編等、いろいろありますけれども、基本的には事務的に片づくものにつきましては、合併日の10月1日の専決条例ということで事務を進めていくこととなりますけれども、ある程度政策的な判断が必要なものであるとか、住民生活に影響が大きいものにつきましては、その後の市長が選ばれて本議会を開いて、その中で条例制定をしていくということになりますので、今回在任特例というのを活用させていただいておりますので、今いらっしゃる議員さんたちの中で十分議論をしていただく場が確保されているということをご理解をお願いしたいと思います。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、今回のケースというのは極めて短期日のうちに事務事業の調整もしていかなければならないということと、それからこの法定協議会での決め方についても、抽象的な決め方のところはかなりあったわけですね、条例や規則などについても。最後まで、どの条例とどの条例がこういうケースに当たる、どの条例や規則がこういうケースに当たるというところは、よその市の事例が出たぐらいで、自分のところがどうかというのは出ずじまいで、最後結審するということになっていったわけですね。そうすると、ペンディングのまま新市が誕生して、誕生後において調整をしなければならないという課題が相当残ってくるのではないかなと。つまり短期日でやった分だけ、新市がスタートしてから調整しなければならない課題が非常に多いという、そういうケースかなと思うのですが、

実際その期日が短かったことに伴う新市誕生前に調整することと誕生後に調整することの差異が、他の合併事例との関係で大体どんな感じに考えられるのか、そののところ。私もやってみなければわからないのですが、よくそこがイメージできないのだけれども、非常に聞いていて心配な点なのです、期間が非常に短いという点で。そこはどうなのでしょう。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今、条例、例規の関係で、いろいろ業者さんともお話をさせていただいておりますけれども、やはり全国の合併事例地を見てみましても、その期間の長い、短いにかかわらず、やはり合併時に専決で決まってしまうものというのは、大体本数というか、内容はそれほどずれがないようでございます。やはりそれ以後のものにつきましては、新市になりましてから新しい首長さんによる政策であるとか、新しい議会での議論の中で政策を固めていくということになっているようでございます。これはどこの事例地を見ても、それほど大きなずれがないというところでご理解をお願いいたします。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、協議事項1、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止についてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。  
それでは、協議事項1の上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止については原案のとおり決定させていただきます。  
次に、協議事項2の平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについてご説明をさせていただきます。  
協議会資料の3ページをごらんください。ここには、ごらんとおり合併協議会の廃止に伴う協議会の収支の取扱いについて、本合併協議会規約の第17条から引用し、解散の場合の措置として示させていただいております。  
内容としましては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというものでございます。このことから、すべての収支を打ち切り決算を行った後、

監査に付すという流れになるわけですが、先ほどご協議いただきました本合併協議会の廃止に伴い、本日の会議が最終会議になるかというところでございます。つきましては、本日付をもちまして今月末までのすべての収支を盛り込んだ決算見込みを協議会委員の皆様にご提示をし、ご承認をお諮りしたいと存じます。

それでは、1枚めくっていただきますと、平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算書（見込み）とございます。次のページからが実際の収支に見込みを含んだ数字を、それぞれ歳入では収入済額、歳出では支出済額として表したものでございます。ご覧のとおり歳入合計が2,000万100円、歳出合計が1,305万8,317円ということで、歳入歳出差し引き残額が694万1,783円になってございます。

1枚めくっていただきますと、こちらからは事項別明細書（見込み）となっております。

次の8、9ページには歳入、10、11ページには歳出がございます。ポイント的にご説明いたしますと、まず歳入は、両市町からの負担金に諸収入として預金利子100円を合わせて見込ませていただいております。

歳出では、会議費における使用料及び賃借料の支出がありませんでした。これについては、すべての会議を公共施設で開催できたため、全く使用料がかからなかったということでございます。あわせまして、事務局費の法定福利費及び賃金につきましては、当初臨時的任用職員の雇用を考慮しておりましたが、事務局の執務内容については余りパート職にはそぐわない部分もございましたので、職員だけで対応をさせていただきました。同じく、事務局費の旅費につきましても、先進事例地への視察などに発生する旅費を計上しておりましたが、昨今の情報技術の向上により、インターネット等での情報収集が容易に、また瞬時に行えることなどから、相手先へ出向いてまでの視察は行わなかったということでございます。いずれにいたしましても、経費節減というところを主眼に置いた結果でございますことをご報告申し上げます。

次に、予備費の支出でございますが、こちらの内訳は、2件ともに合併協定調印式関係でございます。この合併協定調印式につきましては、会場や招待者の範囲等、内容によってかなり経費に及ぼす増減があるであろうということで、当初から予備費で対応することとしておりました。一方、調査研究費の予算流用につきましては、これまでの合併協議の経緯から、調印式の施行、両市町臨時会における合併関連5議案の可決、そして埼玉県知事への廃置分合申請という流れの中で、事務一元化についての円滑な作業が急務となったことにより必要となったものでございます。

最後に、12ページをごらんください。実質収支に関する調書とございますが、こちらの調書につきましては、項目の3番目、歳入歳出差引額の694万1,783円と、前のページに戻っ



ていただきまして、5ページの決算書の左下にございます歳入歳出差し引き残額が一致しているという内容を表したものでございます。なお、本法定合併協議会平成16年度決算監査につきましては、2月21日付で両市町監査委員様に委嘱を行っておりますことを申し添えさせていただきます。この決算監査終了後、実際の監査に付しました一連の決算資料を皆様のお手元にご送付させていただきますので、よろしくご査収のほどお願いいたします。

以上で平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについて(案)の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長(議長) 　　ただいま協議事項2の平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについて、事務局から説明がありました。資料は3ページから12ページです。

　　ただいまご説明申し上げましたように、本日が本合併協議会の最後の会議ということから、すべての収支を盛り込んだ決算見込額をご提示しましたので、これについてご承認をお願いするものであります。この内容についてご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員 　　11ページのコンサル業務委託というのが200万円あります。これはどちらに委託をしたのか。

　　それから、その上の調印式会場等、それから印刷製本というのが、合わせて36万円ぐらいあります。これは、先ほどもご答弁いただいたように、調印式は法定合併協議会の事務事項、協議事項の中には入っていなかったということで、別のものだったということでした。なぜここから出るのか、伺います。

会長(議長) 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　まず、コンサル委託の関係ですけれども、コンサルは今のところ3本に分かれておりまして、電算システム統合に係る統合方針に関する調査検証業務委託が1本目、それから2本目が合併に係る両庁舎のオフィスレイアウトに関する調査業務委託、そして3本目が、先ほども出ておりましたけれども、新市の例規の策定に係る支援業務委託ということで、合計3本で200万円ということでございます。

　　それから、調印式でございますけれども、当初から第1回目の会議の中で調印式ということで事業計画の中ではご審議された内容でございます。それで、先ほども説明しましたけれども、予算措置という点では、当初の段階では、規模など決まっていないということで予備費の中から計上するというので、当初から考えておりました。

　　以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 どちらに委託をしたのかということを知っているのです。コンサルの名前を教えてくださいというふうに思います。

それから、調印式ですが、規模がわからないのでおっしゃいましたけれども、実際に公式の場で法定合併協議会の事項ではないという回答をいただいておりますし、きょうもそういう回答をいただきましたよね。それ予算を使うというのはおかしいと思うのですが、この点について伺います。

会長（議長） 休憩いたします。

午前 9 時 3 8 分 休憩

午前 9 時 3 9 分 再開

会長（議長） 再開いたします。  
事務局、どうぞ。

事務局 委託先の話でございますけれども、コンサルの電算統合に関わる部分につきましては、CDCソリューションズ株式会社でございます。合併に係る両庁舎オフィスレイアウトに関しましては、イトーキ株式会社でございます。例規に関しましては、（株）ぎょうせいでございます。

それから、調印式に関しましては、事務ではないとおっしゃいますが、先ほどのちょっと森田の方からの説明と違う部分での説明を私はしたつもりなのですが、事業としては、はなから計画の中にあつたと思います。そして、位置づけ、主催ということでは、こちらの方でもさまざまな事例を調べてみましたところ、あくまで首長の確認ということの調印という、要するに両上福岡市、大井町の首長の調印ということでありますので、どういう事例があるのかなということで調べてみましたところ、いろんな事例が確かにございました。主催というところでは、市町の主催、協議会の主催というところもございました。そういう中で、調印式の性格自体が、今までこの協議会において皆様の協議のもとに協定項目をまとめ上げてきた、その区切りというところの部分に視点を置きまして、こちらの方から予備費の支出とさせていただきます。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そのコンサルのそれぞれについて幾らで業務委託をしたのか、この点について伺います。

それから、第 1 回からその事業については、調印式の事業については、合併協議会の事業でないというような答弁をいただいております。計画はありましたけれども、事業としては計画

があったとおっしゃいますけれども、公式な質疑の中では上福岡市・大井町の合併協議会の事業でないと、はっきり言っていたからこそ、事例を探したのではないですか。市町村でやることもあるし、協議会主催でやることもあると。そういうことですから、結局区切りであるので、協議会的主催にしたというのは勝手な解釈だと思うのです。私は、そういうことであれば、きちんとこの合併協議会の中でそのことを報告すべきですし、その点について協議をすべきだというふうに思います。この点について、区切りであるというだけでは理由になりません。協議会的主催にした明確な答弁をお願いいたします。

また、これは決算については、そこに会長が、その後、一番初めのところに戻りますが、会長であった者がこれを決算するというふうになっておりますので、武藤会長に、これは各市町でやるべきということで、削除を要求いたします。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 コンサル委託の金額については、電算システムの関係が73万5,000円です。両庁舎のオフィスレイアウトにつきましても63万円です。例規につきましても同様に63万円です。

事務局 それでは、協議会で調印式を主催した背景ということでご説明申し上げます。

基本的には、先ほどからお話ししているとおりでございますので、ちょっと整理したいと思います。まず、協議会の事業ということでは、これは団体によりまして、合併協議会の事業として明確に行っていくものと、それから切り離れたケースとございます。いずれも、この事業の内容というのは、合併協議会の結果をもって両市町長がそこでその内容を確認するというところで、市町長としての行為ということでございます。したがって、その中で行っている内容としてはそういうことでございますが、事業としましては、あくまでも合併協議会で協議が調ったから行うということで、協議会事業の延長にあるということで、実質的には私ども法定協議会の中の事業という形で一応執行させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

会長（議長） ほかにありますか。  
塚越委員。

塚越委員 今回のコンサル業務委託の関係なのですが、当初は需用費で見えていたわけですね。流用されたという形の支出になっているわけですが、必要なら流用もしていいのですけれども、今お話を、それぞれ73万円、63万円、63万円という執行されているのですが、庁舎の関係だとかはこの判断に生かされたという

ふうに、審議していて私も感じたのですけれども、例えば行政の方の例規関係なんかですと、その成果品がこの審議にどう生かされたかというあたりが、どうも見てとれないのです。本数程度の話はありましたけれども、それ以外には具体的なものが出てきていないということなので、どうなのか。

あと、コンピューター関係、情報処理の点についてもかなり抽象的な話しかここには出てきてなくて、これだけお金をかけた、コンサル料、大した額ではないですけれども、成果品納入をどういうレベルで掌握されているのか。一応決算ですから、きちっとした説明していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今、委託の3本の部分の契約でございますが、基本的に合併関連事務の中で一番時間がかかりまして、一番手間のかかる作業といたしましては電算の統合事務、そして例規の統一事務、そして庁舎の統合事務と、この三つが時間がかかる事務として挙げられております。本来17年の4月からの予算ということもあるのですけれども、少しでも早く、10月1日の合併日ということがございますので、作業を進めたいというところから委託をさせていただいておりますが、まず条例、例規の統合作業につきましては、各両市町で持っています条例と例規をすべて並べまして、どちらに統合するのかという調整方針をもとに、一つずつ条文をつくっていく作業になります。例えば、西東京市ですと、そこには専門の職員が両市で11名から12名が専属スタッフとしてやっていたのですが、この今の上福岡市と大井町でその事務をそれだけのスタッフがそろえられないということもございまして、ここは専門業者さんの方に例規集の作成からそのデータの作成等も含めまして委託をしたい。そのための準備作業として、今年度につきましては4月以降の準備作業の部分をお願いするということになります。

また、もう一方の電算の関係ですが、電算につきましてはどのような統合方針をやるかという基本的な部分を、その費用も含めまして、シンクタンクという形で検討していただきたいということをお願いをしているところでございます。

また、最後に庁舎の関係ですけれども、この内容につきましても、実際には合併日が10月1日ということで、これは土曜日になりますけれども、金、土、日の3日間で人と物というのを両庁舎に統合しなければいけません。その部分を今からどのような備品がそろっていて、どのような机があって、どのようなレイアウトで進めていくのかという、その内容を十分検討していただく。そのような作業となっております。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員

今説明していただいて、ああ、やっぱりそうかというふうに思ったのだけれども、準備作業と法定協の仕事というのは本質的に違うわけです。だから、それだったら当初の執行の段階で、そこを断っておけばまだよかったのでしょうかけれども、我々はあくまでも法定協議会の審議に必要な、そういう事務というふうにとらえていたのです。今の説明ですと、4月以降期間がないから、もう今のうちにやっておかないと間に合わないから、だから庁舎の引っ越しの関係だとかレイアウト、それから電算統合の実務的な問題、それから例規の問題と、準備作業を始めたのだということだと、法定協のそもそもの仕事ではなくて、法定協以降の仕事を法定協の中の予算で前倒しして執行したということだから、これはやっぱり断ってやらなければいけない仕事ですよ。何かごちゃごちゃになってしまっているのです。だから、準備組織に移行したら、それは準備組織の予算として執行すべき性格のものであって、混同が見られますよね、そこは。だから、どうも例規の問題にしても、この審議の中で、私、再三、どの条例とどの条例がどうなって、並べて一覧表出さなさいと言ったら出てこなくて、それで今になってこういうふうな前倒しして作業をしているのですということだと、この協議会の性格とその執行している中身、また結果の決算というものが食い違っているということが言えると思うのです。そこをどう考えるのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 法定合併協議会の合併協定項目、調整、これは事務の一元化を進めるということの根底があるわけですがけれども、そのために必要な事務として、今回の今年度の作業についてはやらせていただいております。  
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そういうことでやったのでしょうかけれども、それならそれで、法定協議会の審議に必要なそういうデータを整えるという調査研究ではなくて、準備作業のための仕事を前倒しして作業としてコンサルに委託しますということをきちっと断って執行しなければいけないのではないですか。ごちゃごちゃになっていますね、そのところ。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 それでは、コンサルに委託した背景ということでございますが、基本的には、これは市町で行う事務事業ですね。ご承知のように市町で行う基本柱となっています総合振興計画と基本計画等がございます。その中では、当然具体的な事業を各事業

担当課で詰めて、あるいは提案していく中で、おのずとその指針というものがないと、その事務事業のこういった方向でこういったものに対してどういう目的に、あるいはどういう手段を講じてそれを行うかということは、なかなか事務段階ですと抽出することはできません。難しい状況にあります。したがって、首長さんの方のそういう方針が出て初めて具体的なそういうものを出していく。これが通常の事務の進め方になっているわけです。まさに二つの団体が一つになるという、その中では、皆さん方にいろいろと協議いただきました中で、一つ一つ申し上げるまでもなく、やはりそういった指針を出すために、この場で皆様方の貴重なご意見をいただいてきたということでございますので、その指針に基づいて、こちらの方としては具体的に事務の一本化、あるいはその前ですと、すり合わせというふうな作業になるわけですが、一つの方向性が出たということで、その指針をもとに、方針をもとに具体的なすり合わせに入っていく。そのすり合わせに入っていくからには、やはり総合的な、今までやってこられなかった内容、それは遅い、時間があるなしに関係なく、その方針が出てから初めてかかわる事業ということで計画していたものがございます。それを協議会の一応取りまとめでいただいた内容の中で、今度新市の準備作業、それを進めるに当たりまして方向づけをやはり協議会としてはきちっと出して、これが4月1日以降の新しい体制の中で進めていく一番合理的な方法ではないかということで、ここでコンサルをお願いして、いろんなご意見、あるいは方向性を出してきたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

会長（議長）           ほかにございますか。  
3回目です。

塚越委員               3回目ですけれども、ということならば、それは当初の説明と違っているわけだから、そういう準備作業の前倒し的なものも含む形でコンサル委託をしますと、ましてこれは流用なのだから、きちっと報告してやるべきです。きょうはここで解散して終わってしまうのだけれども、今後もいろんなことを進めるに当たって、そういうときにはきちっと報告をして、議会や市民に報告して進めるということをぜひお願いしておきたいと思うのです。それがずるずるっといってしまうと、やっぱりそうでなくても難しい仕事ですから、非常に不信感招いたりしてきますので、そこは厳にお願いしておきたいというふうに思います。

成果品は我々見ていないのですけれども、成果品、我々見ないまま決算ということなのですね、そうすると。

会長（議長）           事務局、どうぞ。

事務局 成果品は3月28日にはすべて出そろいます。  
以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、協議事項2の平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項2の平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みは、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、その他に入りたいと思います。

その他の1といたしまして、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止に関する手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。資料は13ページでございます。

事務局 それでは、資料の13ページですけれども、最後にその他の項目といたしまして、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止に関する手続きについてのご説明をさせていただきます。

本日協議事項で、合併協議会の廃止につきまして協議が調いましたので、今後の事務の流れをあらわしたものでございます。本合併協議会は、地方自治法、そして市町村の合併の特例に関する法律に位置づけられた協議会でございます。設置に当たりましては両市町議会の議決が必要でございました。また、協議会の廃止につきましても、設置のと同様の手続が必要ということで、やはり廃止にする場合でも、議会での議決が必要となります。これらの関係を資料としてあらわしたものでございます。先ほどの協議事項で協議会としては廃止を確認したところですが、正式に廃止ということにするためには議会での議決が必要ということで、ご確認をいただくためにご説明を申し上げたところでございます。

説明は以上でございます。

会長（議長） ただいまその他の1、上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止に関する手続きについて、事務局から説明がありました。資料は13ページです。

この件については、参考的に示させていただいたものであり、内容もただいまご説明申し上げたとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。

そのほか、事務局の方から何かありましたら、お願いをいたします。

ないですか。

会長（議長） 以上をもちまして合併協議会の会議を閉じさせていただきたいと思えます。

議事進行に対するご協力をご感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、本日の会議をもって協議会が終了となりますので、ここで閉会に当たりまして、改めて正副会長からごあいさつを申し上げたいと思っております。

初めに、私の方からごあいさつを申し上げます。

法定合併協議会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思えます。

委員の皆様には、任意合併協議会設置当初から上福岡市と大井町との合併協議にご参加をいただき、また活発なご議論の中で協議事項を調整いただき、大変ありがとうございました。両市町の将来を見据え、合併の必要性を真摯に受けとめ、信念を持って取り組まれてこられました皆様に対し、心から感謝を申し上げます。今後は事務段階での早急なすり合わせ作業に入るわけではありますが、短期間の中においてもお互いにしっかりと調整をし、新市のスタート体制を整えたいと思っております。どうか今後とも「健康 安心 生きがい都市ふじみ野市」の誕生、そして発展に向け、引き続き惜しみないご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

続きまして、島田大井町長さんからごあいさつをお願いいたします。よろしく願いいたします。

副会長 第6回、最終回の法定協議会に当たりまして、ごあいさつさせていただきます。

6回にわたりまして皆様方には大変熱心なご協議をいただき、本当にありがとうございました。その間、我が大井町でもいろいろと議決事項等も含めまして、大変皆さん方にはご苦労いただきまして、本当にありがとうございました。それぞれの協議が調いまして、廃置分合の申請をされたところでもございます。これが法定協議会の終わりがすべてではなくて、前にも申し上げましたけれども、これからがスタートでございます。皆さん方から出されましたそれぞれの意見をさらに新しいまちづくりに活かしていけるかどうかというのが今後の大きな課題でありますし、政治的な責任であるというふうに考えております。したがって、我々も多くの住民が期待をしておると思えますが、その期待に沿えるように責任を持ってその遂行していきたい、そんなふうに考えております。どうぞこれからも皆さん方の変わらぬご指導とご鞭撻賜りますようお願い



い申し上げまして、長い間のご協議に、また深く感謝を申し上げます。ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして上福岡市・大井町法定合併協議会を閉会とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

なお、お帰りの際は、恐れ入りますが、名札、傍聴券を出口にて係員に渡していただきたいと思います。

午前 9 時 5 9 分閉会